

## 千葉市里帰り等妊婦出産前新型コロナウイルス検査費用助成実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉市出産前新型コロナウイルス検査実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するための検査（以下「新型コロナウイルス検査」という。）を、里帰り等の理由により実施要綱第3条に定める方法で受検することができない妊婦に対し、検査費用を助成することにより、妊婦の不安を解消することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、実施要綱第2条第1項第2号から第5号までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 新型コロナウイルス検査を受検した日において、本市に住所を有する妊婦
  - (2) 千葉県外の医療機関等で、保険適用外による新型コロナウイルス検査を受検した妊婦
- 2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、助成対象者としてすることができる。

### (助成金額)

第3条 助成金額は、実施要綱第4条に定める検査において現に要した費用のうち、2万円を上限とする。

### (申請)

第4条 助成を受けようとする者は、千葉市里帰り等妊婦出産前新型コロナウイルス検査費用助成申請書兼同意書（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請においては、次の各号に定める書類を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 対象となる検査について医療機関等が発行した領収書又は千葉市里帰り等妊婦出産前新型コロナウイルス検査実施証明書（様式第2号）
- (2) 本事業の対象となる新型コロナウイルス検査を受けたことが分かる書類
- (3) 本市に住所を有することが分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (助成の決定)

第5条 市長は前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成することと決定したときは、千葉市里帰り等妊婦出産前新型コロナウイルス検査費用助成決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するとともに、申請のあった日から60日以内に助成金を支払うものとする。なお、助成しないことと決定したときは、千葉市里帰り等妊婦出産前新型コロナウイルス検査費用助成不承認決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(助成の方法)

第6条 助成は、助成金を前条の規定により助成の決定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより行う。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者にすでに助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成台帳)

第8条 市長は、助成を行ったときは、千葉市里帰り等妊婦出産前新型コロナウイルス検査費用助成金交付台帳（様式第5号、以下「交付台帳」という。）を作成し、助成の状況を明確にしておくものとする。

2 交付台帳は助成した年度の翌年より10年間保存するものとする。

(補 則)

第9条 実施要綱及びこの要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。